

情報掲示板

保健福祉

平成29年度の介護保険料通知書をお送りします

7月下旬までに第1号被保険者(65歳以上)の方に確定額通知書をお送りします。

市内にお住まいで、年額18万円以上の高齢・退職・障害・遺族年金を受給しておられる方は、特別徴収(年金からの引き落とし)になります。

特別徴収に該当しない方は、同封の納付書または口座振替で納めてください。

新たに口座振替をご希望の方は、預貯金口座をお持ちの金融機関または郵便局でお申し込みください。

健康長寿推進課 高齢介護保険担当 ☎861-1416
京北出張所 保健福祉第一担当 ☎852-1815

7月末までに障害基礎年金の所得状況届等をご提出ください

国民年金の障害基礎年金(年金証書の年金コードが「2650」または「6350」の場合)を受給されている方は、「所得状況届」等を保険年金課へ提出してください。(平成29年1月2日以降に京都市外から転入された方は、前住所地の所得証明書が必要です。)

健康長寿推進課 保険給付・年金担当 ☎861-2064

7月中旬に後期高齢者医療保険料のお知らせをお送りします

4月から特別徴収(年金からの引き落とし)されている方

平成29年度の保険料確定額と、10月、12月および平成30年2月に特別徴収する保険料額をお知らせします。それ以外の方(7月以降に保険料を納付いただく方)

平成29年度の保険料額と7月以降の保険料の納付方法についてお知らせします。

健康長寿推進課 資格担当 ☎861-2032

7月中旬に新しい後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします

減額認定証をお持ちの方で8月以降も交付要件(保険証の負担割合が「1割」で世帯全員が住民税非課税)を満たしている方には、新しい減額認定証をお送りします。7月中旬に届かない場合はご相談ください。ただし、世帯に所得不明者がおられる場合は、交付申請をしていただく必要があります。

健康長寿推進課 保険給付・年金担当 ☎861-2064

7月中旬に新しい高齢受給者証をお送りします

市国保に加入の70~74歳の方がお持ちの高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、新しい高齢受給者証を7月中旬にお送りします。

高齢受給者証の負担割合が3割の方へ世帯の平成28年中の収入が、①②のいずれかに該当する場合は、申請により負担割合(※)が「1割」または「2割」となります。申請が認定された場合、申請した月の翌月から適用されます。

※昭和19年4月1日以前生まれの方は「1割」、昭和19年4月2日以降生まれの方は「2割」

①70~74歳の国保加入者が1人(本人のみ)の場合は383万円未満、2人以上の場合は合計520万円未満
②70~74歳の国保加入者と、国保から後期高齢者医療制度に移った方との収入の合計が520万円未満

健康長寿推進課 資格担当 ☎861-2032

献血日程

■献血にご協力ください。

- 時・所
 - ①7月28日(金)
10:30~12:00 山国診療所
13:30~15:00 京北出張所
 - ②8月4日(金)
10:00~12:00 安井小学校
14:00~16:00 花園小学校
 - ③8月14日(月)
10:00~12:00 京都ファミリー
13:00~15:30 京都ファミリー
- 健康長寿推進課 地域支援担当** ☎861-1404

乳幼児歯科相談 <要予約・先着順>

お子さんのお口の健康について心配なことがある方はご相談ください。

右京区在住の0歳~小学校就学前のお子さん
定10名

時8月8日(火)、10月10日(火)
いずれも8時45分~10時受付

所 右京区役所2階
内 歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・歯科保健指導

要 母子健康手帳・歯ブラシ

¥無料

申 前日までに電話または窓口へ

問・申 子どもはぐくみ室

子育て相談担当 ☎861-2179

福祉医療費受給者証(子ども医療を除く)の更新を行います

前年の所得などにに基づき判定を行い、8月以降も受給資格のある方には7月末に新しい受給者証を、資格がなくなる方には資格喪失通知書をお送りします。ひとり親家庭等医療については更新申請書(現況届)の提出が必要です。

いったん資格喪失となった方が、所得の変動などにより、受給の対象となることがあります。この場合、8月中(重度障害老人健康管理費については7月中)に申請してください。

問 ひとり親家庭等医療: 子どもはぐくみ室 子育て推進担当 ☎861-1437

重度心身障害者医療: 障害保健福祉課 障害難病支援担当 ☎861-1451
老人医療: 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 ☎861-1416

重度障害老人健康管理費:
保険年金課 保険給付・年金担当 ☎861-2064
京北出張所 保健福祉第一担当 ☎852-1815

相談

問 地域力推進室 まちづくり推進担当 ☎861-1264

弁護士による市民法律相談

時 毎週水曜日 13時15分~15時15分 *閉庁日を除く。

所 右京区役所1階相談室

定 12組

申 相談日の週の月曜日(祝日の場合は翌日火曜日)から電話または来庁にて予約受付(8時30分~17時)

行政相談委員による行政相談

時 8月1日(火) 13時30分~16時

所 右京区役所1階相談室

行政書士による無料相談会

遺言、相続、許認可申請、成年後見、クーリングオフなどの悩み相談に応じます。

時 8月8日(火) 13時30分~16時(先着順)

*偶数月第2火曜日に開催。

所 右京区役所5階会議室1

問 京都府行政書士会第3支部



日本行政書士会連合会
マスコットキャラクター
ユキマサくん

☎468-3238

文化

移動図書館 こじか号



- 7/22(土) 10:30~12:00 京北合同庁舎前
 - 8/ 2(水) 13:10~13:40 嵯峨小学校
 - 8/ 3(木) 13:00~13:50 高雄小学校
 - 8/ 7(月) 11:00~11:40 西京極小学校
 - 8/ 7(月) 13:00~13:40 葛野小学校
 - 8/14(月) 10:10~10:40 石陰小・中学校
 - 8/14(月) 10:50~11:20 愛宕ゆうこうの郷
- 問 移動図書館 ☎801-4196

右京中央図書館

特集コーナー

7月「体験する京都」 「虫もさまざま」

8月「体験する京都」

「戦争と平和について考える」

「防災力を身につける」

問 右京中央図書館 ☎871-5336

暮らし

マイナンバーカードの日曜交付のご案内

時 7月30日(日)、9月24日(日)、11月26日(日) いずれも9時~正午

所 市民窓口課マイナンバー窓口(京北出張所管内の方も、上記日曜日に限り右京区役所で交付)

事前予約が必要です。平日8時30分~17時に問までご連絡ください。予約枠に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

問 市民窓口課 マイナンバー担当 ☎748-0285

移動式拠点回収を実施します

区役所・支所等で回収している「資源物」と、正しい捨て方がわからないなどの理由から家に置いたままになりがちな「有害・危険ごみ」を、まち美化事務所の職員が地域に出向いて回収します。

時 7月29日(土) 13~15時

所 梅津北小学校グラウンド

(梅津開キ町16)

詳細は、まち美化事務所やエコまちステーションにあるチラシ、または京都市情報館をご覧ください。

※回収不可のものを持ち込まれた場合は、お持ち帰りいただきますのでご注意ください。

移動式拠点回収事業 検索

問 西部まち美化事務所 ☎882-5787
右京エコまちステーション ☎366-0190

犬・猫は正しく飼いましょう

鳴き声がうるさい、庭をフンで汚される、ふん尿の後始末をしないなど犬や猫に関する苦情が多くなっています。

これらは、飼い主の責任ある適正飼養と周囲への気配りで改善できるものです。動物は大切な家族の一員です。犬や猫の習性などをよく理解し、最期まで愛情と責任を持って飼いましょう。

- ふん尿で道路・公園などを汚さないよう、自宅ですせる習慣を。
- もし、散歩中にふん尿をした場合は、早めに処理し、洗い流す。十分な水の携帯を。
- 犬は必ず引き綱などでつなく。
- 噛みぐせ、無駄吠えする犬は適切にしつけを。
- 猫は室内で飼う。(屋外はケガ・病気・交通事故等危険がいっぱいです。)
- 子犬・子猫をのぞまないなら、避妊・去勢手術を受ける。
- 迷子になっても飼い主がわかるように、名札や鑑札、マイクロチップなどの標識をつける。
- 犬は生涯に1度の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受ける。(生後91日以上すべての犬は狂犬病予防法により義務付けられています。)



京都動物愛護センターマスコットキャラクター
京ちゃん 都ちゃん

問 医療衛生センター ☎746-7214